

福井市野生動物に関する相談

Q & A 集

令和8年8月

はじめに…

野生鳥獣などに関するお困りごとは多岐にわたることから、福井市では相談内容に応じ、適切な所管部署においてそれぞれ対応を行っております。

このQ&A集は、各部署に市民の皆様からよく寄せられるお問い合わせについての回答や、鳥獣の種類ごと・場面ごとの回答を集約し整理したものです。

皆様の野生鳥獣などに関するお困りごとに対する解決の一助になれば幸いです。

『目次』

1 <動物ごとのQ & A>

(1)アライグマ	1
Q1: アライグマを目撃した。又は アライグマから被害を受けている。	1
Q2: アライグマを捕獲してほしい。	1
(2)ハクビシン	1
Q1: ハクビシンを目撃した。	1
Q2: ハクビシンの被害(糞害や住居への侵入など)に困っている。	2
Q3: ハクビシンを捕獲してほしい。	2
(3)ヌートリア	2
Q1: ヌートリアを目撃した。	2
Q2: ヌートリアを捕獲してほしい。	2
(4)小型野生動物(アライグマ、ハクビシン、ヌートリア以外)	3
Q1: 動物を近所で目撃した。	3
Q2: 病気にかかっている動物がうろついている。心配である。	3
Q3: 動物からの被害(侵入や糞害など)に困っている。	3
Q4: 動物を捕獲してほしい。	3
(5)イノシシ	4
Q1: イノシシを目撃した。	4
Q2: イノシシを捕獲してほしい。	4
Q3: イノシシの死骸がある。	4
(6)サル	4
Q: 住宅地でサルに遭遇したら、どうしたらよいか。	4
(7)カモシカ	5
Q: カモシカを目撃した。どうしたらよいか。	5
(8)モグラ	5
Q: モグラによる被害が出ている。捕獲してよいか?	5
(9)コウモリ	5
Q: コウモリによる被害が出ている。捕獲してもらえるのか?	5
(10)放浪犬	5
Q: 放浪犬が徘徊していて怖いので、捕獲してほしい。	5
(11)野良猫	6
Q: 野良猫が増えて困っている。	6
(12)ペット	6
Q: 逃げ出したペットと思われる動物を保護した。どうしたらよいか。	6

(13)ネズミ(クマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミ)	6
Q: 家にネズミが発生して困っている。	6
(14)種不明の哺乳類	7
Q: 種のわからない哺乳類について、判別してほしい。	7
(15)野鳥(カラス、ハト、ムクドリなど)	7
Q1: 野鳥を捕獲してほしい。	7
Q2: カラスがごみを散らかすので困っている。	7
Q3: カラスに威嚇されたり、攻撃されたりして困っている。	8
Q4: ハトがベランダに居ついて困っている。	8
Q5: ムクドリが電線・街路樹に大量に止まり、ふん害で困っている。	8
Q6: 鳥の巣を自分で除去してもよいか。	8
(16) は虫類、両生類	9
Q1: カミツキガメ(ワニガメ)と思われる大型のカメを発見した。どうしたらよいか。	9
Q2: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類がいて怖いので、捕獲してほしい。	9
Q3: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類を捕獲したので、引き取ってほしい。 .	9
Q4: は虫類や両生類の種類を特定したい。野生動物かどうか判断したい。	10
(17)ハチ(蜂)	10
Q: ハチの巣を除去してほしい。	10
(18) 虫(ムカデ、ゴキブリ、ダニ、蚊、アリなど)	11
Q1: 虫が大量発生して困っている。	11
Q2: ヒアリ・アカカミアリと思われるアリを発見した。	11
Q3: セアカゴケグモを発見した。どうしたらよいか。	11
2〈場面ごとのQ&A〉	
(1)エサやりへの対応	12
Q1: 野生鳥獣(ハトやタヌキなど)にエサをやっている人がいるので困っている。	12
Q2: 猫にエサをやっている人がいるので困っている。	12
(2)幼獣、ヒナ鳥への対応	12
Q1: 幼獣やヒナ鳥がうずくまっている。どうしたらよいか。	12
Q2: 幼獣やヒナ鳥を保護してほしい。	12
Q3: 野良猫が子猫を産んだ。どうしたらよいか。	13
(3)傷病の野生鳥獣・犬猫への対応	13
Q1: ケガなどで動けない野生鳥獣がいるので助けたい。	13
Q2: ケガなどで動けない犬・猫などがいるので助けたい。	13
(4)死んだ野生鳥獣への対応	13
Q1: 道路上に野生鳥獣の死骸があるので回収してほしい。	13

Q2: 自宅の庭で野生鳥獣が死んでいるので回収してほしい。	14
Q3: 野鳥が死んでいるので、鳥インフルエンザが心配だ。	14
(5) 公共施設で利用者に被害がある場合	14
Q1: ムクドリなどの鳥や虫が大量発生して困っている。	14
Q2: カラスが市民を襲っている。なんとかしてほしい。	14
(6) 自衛する場合	15
Q1: 被害を発生させている鳥獣を自力で捕獲することはできるか。	15
Q2: 野生鳥獣により被害を受けていたので捕獲した。福井市で処分してほしい。	15
Q3: 鳥獣の駆除を請け負ってくれる業者を紹介してほしい。	15
Q4: 自衛のためフェンスやネットを設置したいが、福井市からの貸与や購入費用助成の制度は無いのか。	16
Q5: 猫が庭に入ってきて、糞尿をしたり花壇を荒らして困っている。	16
3 動物の種類ごとの相談先	17
4 関係機関連絡先一覧	18
別表 1 公共施設などの連絡先	20
5 ハクビシン・アライグマ・タヌキの見分け方	21

1 <動物ごとの Q & A>

(1)アライグマ

Q1: アライグマを目撃した。又は アライグマから被害を受けている。

A : アライグマは、生態系などに悪影響があるため、外来生物法で特定外来生物※に指定されています。農業被害や生活被害を受けている場合は、まずは福井市農林水産部林業水産課有害鳥獣対策室(以下、有害鳥獣対策室という。)に情報をお寄せください。

目撃の頻度や、被害の発生状況によっては、市民の方の協力のもと捕獲を行う場合があります。

<農業被害を受けている場合>

農業被害については、有害鳥獣対策室による捕獲檻の設置は行っておりません。その場合は、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可又は福井市が行うアライグマ捕獲従事者研修を受講後、捕獲従事者証の交付を受け捕獲をすることができますが、捕獲は被害を受けている方が、自らが管理している敷地内で行う必要があります。捕獲檻の購入補助制度もございます。

捕獲許可申請や捕獲檻の購入補助については、有害鳥獣対策室までご相談ください。なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。
(P18「関係機関連絡先一覧」参照)

※特定外来生物とは

もともと日本に生息しておらず、人間の活動などによって海外から持ち込まれた生物のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼす恐れのあるものが指定されており、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、販売、譲渡、放出などが原則禁止されています。

Q2: アライグマを捕獲してほしい。

A : 福井市では捕獲を行っておりません。捕獲許可申請や捕獲檻の購入補助については、有害鳥獣対策室までご相談ください。((1)Q1参照)
(P18「関係機関連絡先一覧」参照)

(2)ハクビシン

Q1: ハクビシンを目撃した。

A : ハクビシンは福井市内全域で生息が確認されています。

野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されていますので、目撃だけであればそのまま見守ってください。

Q2: ハクビシンの被害(糞害や住居への侵入など)に困っている。

A : まずは追い払いをご検討ください。侵入口をふさぐ、誘引しているもの(果物など)の撤去、忌避剤などの使用、などが考えられます。

追い払いでの対応が難しいのであれば、捕獲許可、捕獲従事者証の交付を受け捕獲をすることができます。

Q3: ハクビシンを捕獲してほしい。

A : 福井市では捕獲を行っておりません。

野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されています。目撃だけであればそのまま見守ってください。

ハクビシンから被害を受けており、追い払い((2)Q2参照)で対処できない場合は、捕獲許可、捕獲従事者証の交付を受け捕獲をすることができます。ただし、捕獲は、被害を受けている方が、自らが管理している敷地内で行う必要があります。捕獲檻の購入補助制度もございます。

捕獲許可申請や捕獲檻の購入補助については、有害鳥獣対策室までご相談ください。なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

(3)ヌートリア

Q1: ヌートリアを目撃した。

A : ヌートリアは現在、福井市内での生息は確認されておりません。万が一目撃がされた場合であっても、野生動物は法律により、原則、捕獲が禁止されていますので、目撃だけであればそのまま見守ってください。

Q2: ヌートリアを捕獲してほしい。

A : 福井市では捕獲を行っておりません。

目撃だけであればそのまま見守っていただきたいですが、ヌートリアから被害を受けている場合は、捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。ただし、捕獲は、被害を受けている方が、自らが管理している敷地内で行う必要があります。捕獲檻の購入補助制度もございます。

捕獲許可申請や捕獲檻の購入補助については、有害鳥獣対策室までご相談ください。なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

(4)イタチやタヌキ、キツネなどの小型野生動物(アライグマ、ハクビシン、ヌートリア以外)

Q1: 動物を近所で目撃した。

A : 野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されていますので、目撃だけであればそのまま見守ってください。

Q2: 病気にかかっている動物がうろついている。心配である。

A : 福井市で動物を保護できる施設はありません。そのまま見守ってください。病気で人前に姿を現す個体は弱っており、しばらくすると姿を見なくなることが多いです。毛が抜けているタヌキは疥癬症(かいせんしょう)※である可能性があります。ペットがいる場合は、しばらく屋外に出さないなど、動物と接触を持たないように気を付けてください。こどもが多い地域であれば、動物にはむやみに近づかないように注意を促してください。

※疥癬症(かいせんしょう)とは

ダニが原因で起こる皮膚病で、感染したタヌキは毛が抜け落ち、象のような皮膚になります。過度に心配をする必要はありませんが、見かけても近づいたり、触れたりしないようにしてください。

Q3: 動物からの被害(侵入や糞害など)に困っている。

A : まずは追い払いをご検討ください。侵入口をふさぐ、誘引しているもの(果物など)の撤去、忌避剤などの使用などが考えられます。追い払いで対応できない場合は、捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。(詳細は(4)Q4参照)

Q4: 動物を捕獲してほしい。

A : 福井市では捕獲を行っておりません。

野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されています。目撃だけであればそのまま見守ってください。

動物から被害を受けており、追い払い((4)Q3参照)で対処できない場合は、捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。

捕獲許可申請については、有害鳥獣対策室までご相談ください。

なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。

(P18「関係機関連絡先一覧」参照)

〈注意〉

福井市では、動物に対して捕獲檻の貸出は行っておりません。

(5)イノシシ

Q1: イノシシを目撃した。

A : 通常、イノシシが人と出会ってもイノシシの方から逃げるので、慌てる必要はありません。万が一遭遇してしまった場合はゆっくりと後ずさりし、イノシシとの距離を取ってください。棒を持って追いかける、石を投げるなど、刺激は与えないでください。

イノシシについての情報収集などは有害鳥獣対策室で行っています。何度も同じ場所で見かける、または、イノシシによる農業被害を受けている、といった場合は有害鳥獣対策室までご相談ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

Q2: イノシシを捕獲してほしい。

A : 福井市では協議会を作り猟友会と協力しながらイノシシを捕獲しています。市街地の中心への出没などの緊急時を除いては、罠による捕獲となります。

具体的にイノシシからの被害が出ているなどの事情があれば、窓口である有害鳥獣対策室にご相談ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

Q3: イノシシの死骸がある。

A : 死骸がある場所によっては、管理者の責任によって処分していただいています。

まずは、私有地、公共用地、市道、県道など死骸がある場所を確認後、直接管理者に連絡していただくか、有害鳥獣対策室にご連絡ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

(6)サル

Q : 住宅地でサルに遭遇したら、どうしたらよいか。

A : 被害防止のため目を合わせず、騒がず慌てず、後ずさりしてサルとの距離を取ってください。サルの方から人間に身体的危害を加えることはめったにありませんが人間に攻撃されると勘違いして反撃に出る場合がありますので、興味本位で近づいたりする行為は止めてください。食べ物を持っているときは、サルから見えなように隠してください。また、エサを与えないでください。人慣れしてしまううえに、ひっかいたり噛みついたりしてエサを取る場合があります危険です。

(7)カモシカ

Q : カモシカを目撃した。どうしたらよいか。

A : カモシカは国の特別天然記念物ですので、無理に捕まえようとしたり、追い払おうとせず、自力で元の生息域に戻るのを見守ってください。生息域への逃げ道をふさがないよう、必要以上に近寄らないでください。犬の散歩中に見つけた場合は、すみやかに迂回して犬を遠ざけてください。

死んでいる場合や、自力で元の生息域に戻れそうにない場所で発見した場合は、福井市教育委員会事務局文化財保護課(以下、文化財保護課という。)へご連絡をお願いします。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

(8)モグラ

Q : モグラによる被害が出ている。捕獲してよいか？

A : 福井市では捕獲を行っておりません。

モグラは鳥獣保護管理法の対象となりますが、農業又は林業に係る被害を防止する目的に限り、捕獲可能ですが、捕獲許可の申請が必要になる場合がありますので、有害鳥獣対策室までご相談ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

(9)コウモリ

Q : コウモリによる被害が出ている。捕獲してもらえるのか？

A : 福井市では捕獲を行っておりません。

コウモリは鳥獣保護管理法の対象となります、捕獲をするには、捕獲許可の申請が必要になりますので、有害鳥獣対策室までご相談ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

(10)放浪犬

Q : 放浪犬が徘徊していて怖いので、捕獲してほしい。

A : 放浪犬を目撃した場合、福井県動物愛護センターにご連絡ください。法令に基づいて捕獲します。

(11)野良猫

Q : 野良猫が増えて困っている。

A : 万一所有者のいる猫を捕獲した場合、窃盗や器物破損に該当する恐れがあるため、野良猫の捕獲を行っておりません。

なお、福井市では飼い主のいない猫に行う不妊手術費の一部を助成しています。詳しくは福井市保健所 生活衛生課にお問い合わせください。

その他、野良猫に関することは、福井県動物愛護センターにご相談ください。

[\(P12「エサやりへの対応」参照\)](#)

[\(P16「猫が庭へ入ってきて、糞尿をしったり花壇を荒らして困っている。」参照\)](#)

(12)ペット

Q : 逃げ出したペットと思われる動物を保護した。どうしたらよいか。

A : 福井市では、ペットの保護情報と飼主からの行方不明情報を福井県動物愛護センターが管理していますので、保護した日時や場所、動物の特徴などを福井県動物愛護センターにご連絡ください。飼主から警察に情報が寄せられていることもありま

すので、警察にもご連絡ください。

ご自身で継続して保護することできない場合、犬及びケガなどで動けない動物は、福井県動物愛護センターにご連絡ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

これらの動物に該当しない場合は、福井市では保護・収容を行っておりません。拾得物として警察署へご相談ください。

(13)ネズミ(クマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミ)

Q : 家にネズミが発生して困っている。

A : ネズミには山野に生息するノネズミと人家に生息するイエネズミといわれるものがあり、このうちイエネズミには、ビルや一般家屋天井裏などに営巣しているクマネズミ、家屋周辺の土中や下水管に営巣しているドブネズミ、倉庫や物置に営巣しているハツカネズミの3種類があります。

イエネズミが発生した場合は、市販されている薬剤や対策用品で対処してください。ご自身で対処できない場合は、有害鳥獣駆除業者に依頼してください。

なお、福井市では駆除を行っていません。公益社団法人福井県ペストコントロール協会にご相談ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

(14)種不明の哺乳類

Q：種のわからない哺乳類について、判別してほしい。

A：野生動物は写真・痕跡などから動物種を推定できることがあるので、福井県エネルギー環境部自然環境課(以下、福井県自然環境課という。)にご相談ください。

ただし、野生動物は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されています。目撃だけであればそのまま見守ることが基本となります。動物からの被害があれば、判明した動物種によっては捕獲を検討する場合があります。

([P1、2「アライグマ」「ハクビシン」「ヌートリア」参照](#))

(15)野鳥(カラス、ハト、ムクドリなど)

Q1：野鳥を捕獲してほしい。

A：福井市では捕獲を行っておりません。

野鳥は鳥獣保護管理法により、原則、捕獲が禁止されていますので、目撃だけであればそのまま見守ってください。

野鳥から被害がある場合は、まずは追い払いをご検討ください。防鳥ネットで侵入を防ぐ、誘引しているもの(生ゴミなど)の撤去、忌避剤の使用などが考えられます。

追い払いで対処できない場合は捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。ただし、捕獲は、被害を受けている方が、自らが管理している敷地内で行う必要があります。また、野鳥については捕獲をしても違う個体が飛来して被害が収まらないことも多いです。

捕獲許可申請については、有害鳥獣対策室までご相談ください。

なお、ご自身での対応が難しい場合は駆除業者への依頼をご検討ください。

([P18「関係機関連絡先一覧」参照](#))

Q2：カラスがごみを散らかすので困っている。

A：カラスにごみを散らかされないようにするには、「防鳥ネットを使用する」、「生ごみだけを新聞紙などで包み、カラスから中身が見えないようにする」、「ごみは収集日当日の朝に出す」などの対策を徹底していただくことが重要です。

近所にごみ出しマナーの問題があれば、自治会又はマンションの管理会社に通報して解決を図ってください。

ごみの分け方・出し方手引き、早見表又は多言語版については、福井市市民生活部環境事務所収集資源センター(以下、収集資源センターという。)にお問い合わせください。

Q3: カラスに威嚇されたり、攻撃されたりして困っている。

A : カラスも野鳥ですが、福井市では一部の地域で捕獲を行っております。((15) Q1 参照) また、被害への対抗手段として捕獲はあまり効果的ではないと言われています。

カラスによる威嚇や攻撃は4～6月の繁殖期に、人間が気付かずに巣やヒナに近づいた時に起こります。このようなカラスの行動を避けるには、巣やヒナに近づかないよう通り道を変えるか、傘や帽子などで自衛してください。地域の問題として町内会を通して注意喚起をするなどの方法をご検討ください。

(P19「公共施設などの連絡先一覧」参照)

Q4: ハトがベランダに居ついて困っている。

A : ハトも野鳥ですので、福井市では捕獲を行っておりません。((15) Q1 参照)

また、被害への対抗手段として捕獲はあまり効果的ではないと言われています。ご自身での対処が必要となりますが、集合住宅の場合は、管理組合や管理会社にもご相談ください。

追い払い方法としては以下のようなものが考えられます。

- ・ハトが物理的に侵入できないようにする

ベランダにホームセンターなどで販売されている防鳥網(ネット)を設置するなど

- ・ハトが居心地の悪い環境を作る

鳥が飛来するたびに音を出すなどして追い払う、ベランダの手すりの5cm上に、手すりとは平行にテグスやピアノ線を張って止まりにくくする、光を反射するCDをベランダの天井から吊り下げるなど

- ・巣を作りやすい隙間をふさぐ

Q5: ムクドリが電線・街路樹に大量に止まり、ふん害で困っている。

A : ムクドリは 7月頃から冬にかけて集団でねぐらを形成します。

ムクドリが集まっている電線などに止まりにくくするカバーを設置したり、街路樹であれば剪定して見通しをよくするなど効果があります。施設の担当所管にご相談ください。

(P19「公共施設などの連絡先一覧」参照)

Q6: 鳥の巣を自分で除去してもよいか。

A : 巣の中に卵やヒナがいなければ除去することができます。

しかし、卵やヒナがいるときは鳥獣保護管理法により、むやみに除去することはできません。主な鳥の巣立ちに要する期間は30～50日程度ですので、緊急に巣を除去する必要がなければ、ヒナが巣立ってから除去にご協力ください。

被害を受けている場合は捕獲許可のもとで除去することができます。捕獲許可申請については、有害鳥獣対策室までご相談ください。

なお、手が届かないなど、ご自身での除去が難しい場合は、専門業者に依頼してください。

(P18「関係機関連絡先一覧」参照)

【参考】身近な野鳥の巣立ちまでの日数

野鳥名	卵を抱く期間	雛を育てる期間	合計
ドバト	約20日	約25日	約45日
キジバト	約15日	約15日	約30日
ツバメ ※	約15日	約20日	約35日
スズメ	約12日	約14日	約26日
ヒヨドリ	約15日	約20日	約35日
カラス	約20日	約30日	約50日

(16)は虫類、両生類

Q1: カミツキガメ(ワニガメ)と思われる大型のカメを発見した。どうしたらよいか。

A : カミツキガメ(ワニガメ)は、強い力がかむことがあり危険です。近づかず、速やかに福井県自然環境課又は最寄りの警察署にご相談ください。

(P18「関係機関連絡先一覧」参照)

Q2: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類がいて怖いので捕獲してほしい。

A : 福井市では捕獲を行っておりません。

野生のものはそのままにしておくのが原則です。近づかないようにしてください。被害を受けているなどで、どうしても駆除をしたい場合はご自身で行うか、害虫駆除業者などに依頼していただく必要があります。鳥獣保護管理法の対象外ですので、捕獲駆除に許可は必要ありません。

野生動物ではないと思われる場合は、ペットが逃げ出した可能性がありますので、最寄りの警察署にご相談ください。

Q3: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類を捕獲したので、引き取ってほしい。

A : 福井市で引き取れる場所はありません。

野生動物であればもとの場所に戻していただくのが基本ですが、被害があつて捕獲したものであればご自身で処分をしていただく必要があります。鳥獣保護管理法の対象外ですので、許可は必要ありません。

野生動物ではないと思われる場合は、ペットが逃げ出した可能性がありますので、最寄りの警察署にご相談ください。

＜注意＞アカミミガメについて

アカミミガメは、市内の池や川などに生息する外来種の野生動物ですが、その一方で広く市民に飼育されているペットでもあります。

野生では産卵場所を求めて池や川から離れる習性があるほか、ペットが飼育場所から逃げ出すこともあり、それらが市民の目に触れて通報に繋がるケースが多いものと考えられます。

そこで便宜的に、水辺の近くで目撃した場合は「野生」、水辺から離れた場所で目撃した場合は「逃げたペット」と見なし、(16)Q2、(16)Q3のような対応をお願いしています。

なお、アカミミガメは令和5年6月より、条件付特定外来生物として規制が開始されました。水辺から出てきたものを直ちに元の水辺に返す行為は「キャッチアンドリリース」と見なされ、外来生物法上の禁止事項(運搬や野外へ放すこと)には該当しませんが、一旦移動させた後元の場所に戻って放す行為は違法となるためご注意ください。なお、福井市では引取りを行っておりません。既に元の場所から移動させている場合は、最寄りの警察署にご相談ください。

Q4: は虫類(カミツキガメ・ワニガメを除く)や両生類の種類を特定したい。野生動物かどうか判断したい。

A : 種類を推定できることがあるので、福井県自然環境課にご相談ください。その際、電子メールで写真を送付して頂くことを推奨します。

(メールアドレス: shizen@pref.fukui.lg.jp)

([P18「関係機関連絡先一覧」参照](#))

(17)ハチ(蜂)

Q : ハチの巣を除去してほしい。

A : 福井市の公園・緑地・街路樹内であれば巣の除去を行っていますが、人家などの巣の除去を行っていません。

巣の除去はご自身で行うか、害虫駆除業者などに依頼していただく必要があります。アシナガバチなど、攻撃性が比較的弱い種類については、誤って巣に触れてしまうような場所でないかぎり、必ずしも除去する必要はありませんが、庭やベランダなどの日常生活上支障のある場所に巣が作られたときは、早めに除去することが適切です。

＜ハチの特徴＞

スズメバチ：攻撃性が強く、作業中に刺される場合もあるので除去は専門業者に依頼してください。

アシナガバチ：スズメバチに比べ攻撃性が弱く、巣の外側を包む皮（外皮）もないため自分で除去することも可能です。しかし、場合によっては攻撃性が高くなる事例があります。そのため、夕方から夜、ハチが活動を停止している間に、風上から巣に向けてスプレー式の殺虫剤を20から30秒吹き付けます。巣が小さいうちに除去するのがポイントです。

(18)虫(ムカデ、ゴキブリ、ダニ、蚊、アリなど)

Q1：虫が大量発生して困っている。

A：市販されている薬剤や対策用品で対処してください。ご自身で対処できない場合は、害虫駆除業者などに依頼してください。

Q2：ヒアリ・アカカミアリと思われるアリを発見した。

A：福井県においてヒアリ・アカカミアリは確認されていませんので、市民の皆様が生活する地域にヒアリやアカカミアリが生息している可能性は低いと思われますが、万が一ヒアリやアカカミアリと思われるアリを見つけた場合、強い毒を持つため触らないようにし、福井県自然環境課へ連絡をお願いします。環境省ヒアリ相談ダイヤル(0570-046-0110)による相談もございます。

また、ヒアリやアカカミアリに刺された場合、アルカロイド系の毒によって激しい痛みを覚え、水疱状に腫れます。さらに、刺されて数分から数十分の間に息苦しさ、声かれ、激しい動悸やめまいなどのアレルギー反応を引き起こす可能性があります。気分が悪くなったときは速やかに最寄りの医療機関を受診してください。

Q3：セアカゴケグモを発見した。どうしたらよいか。

A：セアカゴケグモは、本来オーストラリア、東南アジアなどの熱帯、亜熱帯地域に生息する毒グモです。習性はおとなしく、攻撃性はありませんが、触るとかむことがありますので、セアカゴケグモを見つけても、素手で触ったり、捕まえたりしないでください。

市販の家庭用殺虫剤を直接噴霧したり靴で踏み潰したりすることにより駆除できます。卵のう(卵が入っている袋)は、はしなどで取り出して踏み潰すとよいでしょう。

なお、福井市では駆除を行っておりません。詳細については福井県自然環境課にご相談ください。

2 <場面ごとの Q & A>

(1)エサやりへの対応

Q1：野生鳥獣（ハトやタヌキなど）にエサをやっている人がいるので困っている。

A：野生鳥獣とは、互いに共存していくことが理想ですが、エサやりによって、周辺に様々な生活被害が発生する場合があります。

調和のとれた共存関係を乱さないためにもエサやりをしないようにお願いしていますが、エサやり行為は法律で禁じられているわけではなく、行政から指導を行うことはできません。地域の問題として町内会を通して注意喚起をするなどの方法をご検討ください。

(P19「公共施設などの連絡先一覧」参照)

Q2：猫にエサをやっている人がいるので困っている。

A：福井県動物愛護センターにご相談ください。

(2)幼獣、ヒナ鳥への対応

Q1：幼獣やヒナ鳥がうずくまっている。どうしたらよいか。

A：そのままにしてください。

近くに親がいても、人間が恐くて幼獣やヒナ鳥に近寄れません。また、幼獣やヒナ鳥が人間に危害を加えられると勘違いして親から攻撃を受ける危険もあります。時間がたてばいなくなるケースが大半なので、自然のままにしてください。既に保護してしまったのなら、すぐに元の場所に戻してください。

特に鳥の場合は、飛ぶ練習中のヒナ鳥が地面に降りたか、巣から落ちたものが多いです(5月から8月が巣立ちシーズン)。

Q2：幼獣やヒナ鳥を保護してほしい。

A：福井市で保護できる施設はありません。

幼いうちに人間に保護されてしまった野生鳥獣は、野生での生存率が著しく低下します。一見かわいそうに見えても、そのままにしておくことが、その鳥獣が自然の中で生きていく助けになります。

そのままにしておくことが一番ですが、もし放っておくと自動車・犬・猫などの危害が及ぶと思われるような場合は、植え込みに隠すなどの少しの移動はしていただいて構いません。

Q3: 野良猫が子猫を産んだ。どうしたらよいか。

A : 福井県動物愛護センターにご相談ください。
([P18「関係機関連絡先一覧」参照](#))

(3) 傷病の野生鳥獣・犬猫への対応

Q1: ケガなどで動けない野生鳥獣がいるので助けてたい。

A : 福井市で保護できる施設はありません。

野生鳥獣は強い生命力や回復力を持っていますので、半日程度経てば自力で回復して去るケースが大半です。また、人間に保護されることによって自然の中で生き続けることが難しくなる場合もありますので、そのままにしてあげてください。どうしても助けてたい場合は動物病院で診てもらうことになりますが、治療費が発生した場合は、持ち込んだ方の負担となります。また、回復したら必ず野生にもどすようにしてください。

相談可能な動物病院は福井県獣医師会のウェブサイト
(<https://www.fukuijuu.com/>)をご確認ください。診察可能な動物種を確認して、持ち込む前に電話で相談をした方が安心です。

分からない場合は福井市有害鳥獣対策室又は福井県自然保護センターにお問い合わせください。

([P18「関係機関連絡先一覧」参照](#))

Q2: ケガなどで動けない犬・猫などがいるので助けてたい。

A : 道路、公園、広場など公共の場所で、負傷などして動けなくなっている飼主不明の犬猫などを見つけた場合は、福井県動物愛護センターまでご相談ください。
([P18「関係機関連絡先一覧」参照](#))

(4) 死んだ野生鳥獣への対応

Q1: 道路上に野生鳥獣の死骸があるので回収してほしい。

A : 市道上ならば収集資源センター、県道や3桁国道(例: 国道158号線など)上ならば福井県土木事務所管理課、国道3桁国道以外(例: 国道8号など)上ならば福井河川国道事務所へご連絡ください。場所などを確認のうえ、回収します。

ただし、野鳥が一か所で多数(おおむね5羽以上)死んでいる場合や、水鳥(カモなど)又は猛禽類(ワシ、タカなど)が死んでいる場合には、鳥インフルエンザの可能性があるので福井市保健所又は有害鳥獣対策室にご連絡ください。(現在、HPで案内している死亡野鳥のフローを添付します。福井県自然環境課に確認の上、問題がなければ収集資源センターへ回収を依頼してください。)

([P18「関係機関連絡先一覧」参照](#))

Q2: 自宅の庭で野生鳥獣が死んでいるので回収してほしい。

A : 死骸は一般廃棄物となるため、カラス位までのサイズであれば新聞紙などに包んで見えないようにして指定袋へ入れて、燃やせるごみとして指定日にごみステーションへ出してください。又、個人の敷地内へ入っての回収は行っておりません。ご自身でビニール袋などに入れてごみステーションに出してください。

カラスを超えるサイズの死骸は、土地の所有者が直接福井市市民生活部環境事務所クリーンセンター(以下、クリーンセンターという。)へ持ち込んでください。その場合処理手数料は免除されます。

なお、鳥獣は細菌や寄生虫に感染している場合もありますので素手で触るのは避け、手袋を着用するなどして死骸を回収してください。

Q3: 野鳥が死んでいるので、鳥インフルエンザが心配だ。

A : 野生鳥獣の死因は様々ですので、鳥が死んでいるからといって、直ちに鳥インフルエンザを心配する必要はありません。死骸は一般廃棄物となるため、燃やせるごみとして指定日にごみ集積場へ出してください。又、個人の敷地内へ入っての回収は行っておりませんので、ご自身でビニール袋などに入れて敷地外に出してください。

ただし、野鳥が一か所で多数(おおむね5羽以上)死んでいる場合や、水鳥(カモなど)又は猛禽類(ワシ、タカなど)が死んでいる場合には、福井市保健所又は有害鳥獣対策室にご連絡ください。

[\(P18「関係機関連絡先一覧」参照\)](#)

(5)公共施設で利用者に被害がある場合

Q1: ムクドリなどの鳥や虫が大量発生して困っている。

A : 施設管理者によって対応が異なりますので、お困りの状況や実害の程度など、詳細を担当所管にご相談ください。

[\(P19「公共施設などの連絡先一覧」参照\)](#)

Q2: カラスが市民を襲っている。なんとかしてほしい。

A : 基本的には傘などを使って自己防衛をお願いしていますが、通行人や公園利用者に被害が出ており、樹木(公園の木や街路樹)への巣掛けなどの原因が明確な場合は、管理者により注意喚起や巣の除去などの対策を行える場合があります。被害が出ている施設の担当所管へご相談ください。また、電柱への巣掛けや民有地内に原因がある場合には福井市では対応ができません。それぞれの管理者にお問い合わせください。

[\(P19「公共施設などの連絡先一覧」参照\)](#)

(6)自衛する場合

Q1：被害を発生させている鳥獣を自力で捕獲することはできるか。

A：野生鳥獣は鳥獣保護管理法により保護されており、捕獲や殺傷が禁止されています。まずは野生鳥獣を近寄らせない、追い払うための対策をご検討下さい。

追い払いで対処できない場合は、動物の種類によっては捕獲許可のもとで捕獲をすることができます。捕獲許可申請については、有害鳥獣対策室までご相談ください。

(P18「関係機関連絡先一覧」参照)

なお、愛護動物※は野生鳥獣ではないため、この捕獲許可では捕獲できません。また、は虫類や両生類は鳥獣保護管理法の対象外で、捕獲許可は必要ありません。

※愛護動物とは

牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひるの他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものを指します。

Q2：野生鳥獣により被害を受けていたので捕獲した。福井市で処分してほしい。

A：野生鳥獣の捕獲には許可が必要で、捕獲した方が処分を行います。福井市で処分は行いません。

捕獲許可が無い状態で鳥獣を捕獲した場合、法律違反となりますので、ただちに放獣するようにしてください。そのうえで、再度の捕獲をご希望であれば、許可の申請をしてください。捕獲許可申請の窓口は有害鳥獣対策室です。

Q3：鳥獣の駆除を請け負ってくれる業者を紹介してほしい。

A：福井市が特定の業者を紹介することはできませんので、有害鳥獣駆除業者の団体(公益社団法人福井県ペストコントロール協会)を紹介しております。そこからお近くの有害鳥獣駆除業者を紹介してもらうようにしてください。

駆除業者に依頼する際には事前に電話などで被害状況を伝えて、防除方法や費用について確認することをお勧めします。場合によっては費用が高額になりますので、複数社の見積りをとって検討するのも良いと思われます。

(P18「関係機関連絡先一覧」参照)

Q4：自衛のためフェンスやネットを設置したいが、福井市からの貸与や購入費用助成の制度は無いのか。

A：野生鳥獣への対策は自衛が原則となっておりますが、集落や団体についてはそれに要するフェンス、ネットなどの補助制度があります。詳しくは、福井市有害鳥獣対策室までご連絡ください。

Q5：猫が庭に入ってきて、糞尿をしたり花壇を荒らして困っている。

A：福井県動物愛護センターにご相談ください。

3 <動物の種類ごとの相談先>

<注意点>

★野生鳥獣は、野生のままに見守っていただくのが原則です。

ご自身で捕獲駆除を行う場合は有害鳥獣対策室にご相談ください。

動物の種類		内容	相談先
動物全般（カモシカ除く）		死骸がある	各施設管理者又は有害鳥獣対策室
野生 鳥獣	イノシシ・シカなど	目撃情報	有害鳥獣対策室
		捕獲駆除の相談	
		死骸がある	
	アライグマ	捕獲駆除の相談（生活被害に限る）	有害鳥獣対策室
		捕獲許可・捕獲檻の購入補助について	有害鳥獣対策室
	ハクビシン	捕獲許可・捕獲檻の購入補助について	有害鳥獣対策室
	ヌートリア	捕獲許可・捕獲檻の購入補助について	有害鳥獣対策室
	野鳥 （カラス・ハト・ヒヨドリなど）	傷病野鳥の保護	有害鳥獣対策室
		捕獲許可について	
		大量に死んでいる	有害鳥獣対策室又は生活衛生課
		ごみの分け方・出し方手引き、早見表の提供	収集資源センター
		道路や公園の樹木への巣掛け 道路や公園でのエサやりについて	施設管理者又は有害鳥獣対策室
	カモシカ	保護の相談	文化財保護課
		死骸がある	
	その他の哺乳類 （タヌキ・イタチなど）	捕獲許可について	有害鳥獣対策室
		道路や公園でのエサやりについて	施設管理者又は有害鳥獣対策室
	不明	動物の種類の判別	福井県自然環境課
野生 鳥獣 以外	放浪犬	捕獲の相談	福井県動物愛護センター
	野良猫	増えて困っている	福井県動物愛護センター
		エサやりについて	
		猫忌避装置の貸出	
		子猫について	
	迷子のペット	迷子のペットに関する情報提供	福井県動物愛護センター
		保護・収容の相談（※1）	
		拾得物の相談（※2）	警察署
	カミツキガメ	目撃情報	福井県自然環境課又は警察署
	ワニガメ	捕獲駆除の相談	
	ヒアリ	目撃情報、捕獲駆除の相談	施設管理者又は福井県自然環境課もしくは環境省ヒアリ相談ダイヤル
	セアカゴケグモ	捕獲駆除の相談	施設管理者又は福井県自然環境課
	その他の害虫（ハチなど）	駆除方法の相談	公益社団法人 福井県ベストコントロール協会
	ネズミ		

※1 犬、ケガなどで動けない動物（猫、いばと、あひる、にわとり、いえうさぎに限る）

※2 ※1以外の動物

4 <関係機関連絡先一覧>

正式名称・電話番号	主な相談内容
福井市農林水産部林業水産課 有害鳥獣対策室 TEL:0776-20-5701	イノシシなどの相談 捕獲許可申請・捕獲檻の購入補助 傷病野鳥の保護について
福井市保健所生活衛生課 TEL:0776-33-5183	野鳥が大量に死んでいる場合
- 福井市農林水産部林業水産課 有害鳥獣対策室 TEL:0776-20-5701 - 福井県 エネルギー環境部自然環境課 TEL:0776-20-0305	アライグマなどによる生活環境被害 の相談 不明な野生鳥獣の種類判断
福井市教育委員会事務局文化財保護課 TEL:0776-35-1015	カモシカに関する連絡
福井県動物愛護センター TEL:0776-38-2212	放浪犬、野良猫に関する相談迷子 のペットに関する情報提供 子猫について ケガなどで動けない迷子のペットの 保護・収容について(犬、猫、いება と、あひる、にわとり、いえうさぎに限 る)
福井県エネルギー環境部自然保護セン ター TEL:0779-67-1655	野生鳥獣の傷病鳥獣救護に関する 相談
福井市市民生活部環境事業所 収集資源センター TEL:0776-35-0052	動物の死骸の回収について ごみの分け方・出し方手引き、早見 表の提供
公益社団法人 福井県ペストコントロール協会 TEL:0776-36-1662(事務局) (受付時間:平日8:30 ~ 17:15)	虫に関する相談
- 福井警察署 TEL:0776-52-0110 - 福井南警察署 TEL:0776-34-0110 - 福井県エネルギー環境部自然保護課 TEL:0776-20-0305	カミツキガメ・ワニガメについて

各施設管理者	道路や公園でのエサやりについて 道路や公園の樹木への巣掛けについて
公益社団法人 福井県ペストコントロール協会 TEL:0776-36-1662(事務局) (受付時間:平日8:30 ~ 17:15)	自己負担で害虫など(有害鳥獣以外)を駆除する場合の駆除業者の紹介 ネズミ、ゴキブリ、シロアリ、ダニ、蚊。ハエ、ハチなどの駆除
福井県エネルギー環境部自然環境課 TEL:0776-20-0305	ヒアリ、セアカゴケグモ その他外来生物に関すること

別表1 公共施設などの連絡先

施設などの種類	担当所管 相談先
市道	福井市建設部 監理課 TEL:0776-20-5555
	福井市建設部道路課 TEL:0776-20-5560
公園(街路樹、公園緑地など)	福井市建設部公園課 TEL:0776-20-5460
緑地(三里浜緩衝緑地)	福井県土木部都市計画課 TEL:0776-20-0497
公園(幾久公園)	福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課 TEL:0776-20-0582
公園(東二ノ丸広場)	福井県新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課 TEL:0776-20-0774
県道や3桁国道	福井県福井土木事務所 TEL:0776-24-5111
3桁国道以外の国道	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所 TEL:0776-35-2661(平日) 0776-35-2662(休日・夜間)
その他の公共用地または市有施設	各施設管理者
電柱、電線	北陸電力送配電 TEL0120-837-119 NTT 西日本 TEL0120-444-113 などの施設管理者 必要情報: 電柱の場合、電柱番号(数字4桁+カタカナ1文字+数字4桁で表示) 電柱所有者の表記あり
民有地又は民有施設	民地所有者または施設管理者

5 <ハクビシン・アライグマ・タヌキの見分け方>

外来種

ハクビシン

①頭から鼻にかけて白い縦線

②体と同じくらいの長さの尻尾



アライグマ

①目の周りの黒いマスク

②黒と茶色の縞模様の尻尾



タヌキ

①前足から肩にかけての黒い帯

②模様のない尻尾



